

JA えちご上越 栽培履歴情報管理システム利用規約

(目的)

第 1 条 この規約（以下「本規約」という。）は、JA えちご上越（以下「JA」という。）が運営する栽培履歴情報管理システム（以下「本システム」という。）を利用する上での必要事項を定めることを目的とするものとします。

(利用資格)

第 2 条 本システムの利用資格は、JA に米を出荷する生産者または JA の米共同乾燥調製施設を利用する生産者で、本規約の内容に同意し遵守する方とします。

(利用申込み)

第 3 条 本システムの利用にあたっては、JA が指定する利用申込書（以下「利用申込書」という。）により申込みするものとします。

(利用者登録とユーザーID 及びパスワードの発行)

第 4 条 JA は、提出された利用申込書を受付・確認し、利用を認める申込者について本システムの利用者登録を行います。登録した利用者（以下「登録利用者」という。）に対して「ユーザーID」及び「パスワード」を発行・通知します。

- 2 登録利用者の責により、他者が当該登録利用者の「ユーザーID」及び「パスワード」によって本システムを利用した場合、当該登録利用者本人が利用したものと扱うことができるものとし、その利用によって生じた結果ならびにそれに伴う一切の責任については、当該登録利用者に帰属するものとします。

(届出事項の変更)

第 5 条 登録利用者は、氏名・住所・電話番号など届出事項に変更が生じた場合には、JA の指定する届出書により届出するものとします。

(利用解除の届出)

第 6 条 登録利用者が本システムの利用の解除を希望する場合には、JA の指定する届出書により届出するものとします。

(禁止事項)

第 7 条 本システムの利用に際して、登録利用者に対し次の各号の行為を行うことを禁止します。

- (1) 法令または本規約に反すること
- (2) 有害なコンピュータプログラム、メール等を送信または書き込むこと
- (3) JA 及び本システムのサーバー及びコンピュータに不正にアクセスすること
- (4) ユーザーID、パスワードを第三者に貸与・譲渡すること、または第三者と共用すること
- (5) その他 JA が不適切と判断すること

(利用者登録の取り消しと賠償義務)

第 8 条 登録利用者が、利用資格が無くなったとき、利用申込みにあたり虚偽の届け出をしたとき、その他登録利用者として不適当と認める事由があるときは、利用者登録を取り消すことができることとします。

(裏面に続く)

- 2 登録利用者が、本規約に反する行為をし、これにより JA が被った損害はその登録利用者が賠償する責任を負うこととします。

(機能等の中断・停止等)

第 9 条 JA は、本システムの稼働状態を良好に保つために、次の各号のいずれかに該当する場合、予告なしに本システムの機能等の全てあるいは一部を停止することがあります。

- (1) 本システムの定期保守および緊急保守のために必要な場合
- (2) 本システムに負荷が集中した場合
- (3) 火災、自然災害、停電、第三者による妨害行為などにより本システムの運用が困難になった場合
- (4) その他、やむをえず本システムの停止が必要と JA が判断した場合

(機能等の変更・廃止)

第 10 条 JA は、運営上の判断により本システムの全部または一部の機能等を事前の通知なく、適宜変更・廃止できるものとします。

(免責)

第 11 条 通信回線やコンピュータなどの障害による本システムの中断・遅滞・中止・データの消失、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他本システムに関して登録利用者に生じた損害については、JA は一切責任を負わないものとします。

- 2 JA は、JA の WEB ページ・サーバー・ドメインなどから送られるコンテンツに、コンピュータ・ウイルスなどの有害なものが含まれていないことを保証いたしません。
- 3 登録利用者が本規約に違反したことによって生じた損害については、JA は一切責任を負いません。

(個人情報)

第 12 条 個人情報の取り扱いについては「えちご上越農業協同組合個人情報保護方針」に準じます。

(本規約の改定)

第 13 条 JA は、本規約を任意に改定できるものとし、また、JA において本規約を補充する規約を（以下「補充規約」という。）を定めることができるものとします。本規約の改定または補充は、改定後の本規約または補填規約を公示したときにその効力を生じるものとします。この場合登録利用者は改定後の規約および補充規約に従うものとします。

(準拠法、管轄裁判所)

第 14 条 本規約に関して紛争が生じた場合、JA 本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(附則)

第 15 条 令和 2 年 4 月 1 日 制定・施行
令和 5 年 4 月 1 日 改定・施行